

平成二十五年内閣府・農林水産省令第六号

大規模災害からの復興に関する法律第十三
条第二項及び第十九条第二項に規定する農
林水産大臣に対する協議に関する命令
大規模災害からの復興に関する法律（平成二十
五年法律第五十五号）第十三条第二項及び第十九
条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施する
ため、大規模災害からの復興に関する法律第十三
条第二項及び第十九条第二項に規定する農林水產
大臣に対する協議に関する命令を次のように定め
る。

（協議会が組織されていない場合等における農
地の転用に係る土地利用方針に関する協議及び
同意）

**第一条 大規模災害からの復興に関する法律（以
下「法」という。）第十三条第二項の規定によ
り農林水産大臣に協議をし、その同意を得よう
とする特定被災市町村等であつて、法第十条第
一項第一号に掲げる地域をその区域とするもの
は、協議書に復興計画に記載しようとする土地
利用方針を記載した書類及び次に掲げる事項
(特定被災市町村が特定被災都道府県と共同し
て復興計画を作成する場合にあつては、第三号
に掲げる事項を除く。)を記載した書類を添え
て、これらを内閣総理大臣を経由して農林水產
大臣に提出するものとする。**

一 農業の健全な発展を図るための施策の推進に
関する基本的な事項

二 前号の施策を推進するために必要な農地の
確保及びその利用に関する基本的な事項

三 当該土地利用方針に係る特定被災都道府県
の知事の意見

2 土地利用方針について法第十三条第一項の農
林水産大臣の同意を得た特定被災市町村等は、
当該同意を得た土地利用方針が記載された復興
計画が法第十条第六項の規定により公表される
日の前日までに、当該土地利用方針に係る復興
整備事業（同条第二項第四号に規定する復興整
備事業をいう。）に関する書類として農林水產
大臣が定める書類を、内閣総理大臣を経由して
農林水産大臣に提出するものとする。
(協議会が組織されていない場合等における漁
港漁場整備事業に関する協議及び同意)

**第二条 法第十九条第二項の規定により農林水產
大臣に協議をし、その同意を得ようとする特定
被災市町村等は、協議書に漁港及び漁場の整備**

等に関する法律施行規則（昭和二十六年農林省
令第四十七号）別記第一号様式により作成した
復興計画に記載しようとする同項の漁港漁場整
備事業に関する事項を記載した書類を添えて、
これらを内閣総理大臣を経由して農林水産大臣
に提出するものとする。

附 則

この命令は、法附則第一条ただし書に規定す
る規定の施行の日（平成二十五年八月二十日）
から施行する。

附 則（令和五年一二月二八日内閣府・

農林水産省令第七号）

この命令は漁港漁場整備法及び水産業協同
組合法の一部を改正する法律の施行に伴う農林
水産省関係省令の整備等に関する省令の施行の
日（令和六年四月一日）から施行する。

（令和六年四月一日）から施行する。